

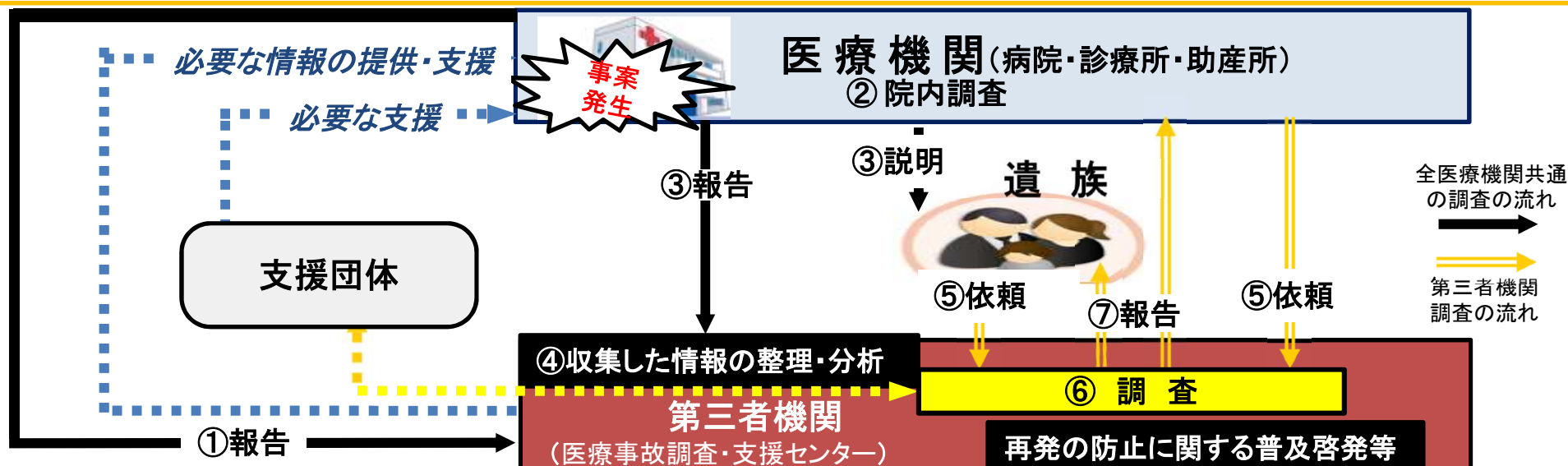
医療事故に係る調査の仕組み

- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保する。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものとする。

調査の流れ：

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、第三者機関への報告（①）、必要な調査の実施（②）、調査結果について遺族への説明及び第三者機関（※）への報告（③）を行う。
- 第三者機関は、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析（④）を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
- 医療機関又は遺族から調査の依頼（⑤）があったものについて、第三者機関が調査（⑥）を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告（⑦）を行う。

※（１）医療機関への支援、（２）院内調査結果の整理・分析、（３）遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、（４）再発の防止に関する普及啓発、（５）医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に行う新たな民間組織を指定する。



（注１）支援団体については、実務上厚生労働省に登録するとともに、委託を受けて第三者機関の業務の一部を行う。

（注２）第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある。